

（使用料等の納期限）

第 9 条 和歌山県使用料及び手数料条例(昭和 22 年和歌山県条例第 28 号)の規定に基づく使用料、手数料その他の料金(証紙による収入の方法によって徴収するものを除く。)の納期限は、別表第 4 に掲げるものについては同表に定める期限とし、その他のものについては知事又はかい長がその都度これを定める。ただし、別表第 4 に掲げるものであっても同表に定める期限により難しい場合は、知事又はかい長がその都度これを定めることができる。

別表第 4(第 9 条関係)

1 高等学校授業料

(1) 全日制及び定時制(科目履修生(和歌山県立高等学校規則(昭和 29 年和歌山県教育委員会規則第 11 号)第 27 条の 2 第 1 項に規定する科目履修生をいう。以下同じ。)を除く。)

第 1 期(4 月 1 日から 6 月 30 日まで)分	7 月 25 日
第 2 期(7 月 1 日から 9 月 30 日まで)分	10 月 25 日
第 3 期(10 月 1 日から 12 月 31 日まで)分	12 月 25 日
第 4 期(1 月 1 日から 3 月 31 日まで)分	1 月 25 日

(2) 通信制(科目履修生を除く。)

第 1 期(4 月 1 日から 6 月 30 日まで)分	7 月 25 日
第 2 期(7 月 1 日から 3 月 31 日まで)分	10 月 25 日

(3) 専攻科

第 1 期(4 月 1 日から 4 月 30 日まで)分	4 月 25 日
第 2 期(5 月 1 日から 5 月 31 日まで)分	5 月 25 日
第 3 期(6 月 1 日から 6 月 30 日まで)分	6 月 25 日
第 4 期(7 月 1 日から 7 月 31 日まで)分	7 月 25 日
第 5 期(8 月 1 日から 8 月 31 日まで)分	8 月 25 日
第 6 期(9 月 1 日から 9 月 30 日まで)分	9 月 25 日
第 7 期(10 月 1 日から 10 月 31 日まで)分	10 月 25 日
第 8 期(11 月 1 日から 11 月 30 日まで)分	11 月 25 日
第 9 期(12 月 1 日から 12 月 31 日まで)分	12 月 25 日
第 10 期(1 月 1 日から 3 月 31 日まで)分	1 月 25 日

(4) 科目履修生 履修科目の聴講の開始の日

※ 納期限の約 2～3 週間前に送付される納入通知書（納付書）にて納付をお願いします（専攻科を除く）。全期分まとめて納付を希望される場合は、学校へお申し出ください。